

# 条 例 議 案 の 概 要

—平成31年3月定例会—  
(追加議案)

目 次

議案第 52 号 盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例について . . . . . 1

議案第 53 号 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する  
条例について . . . . . 9

## 議案第 52 号

## 盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

病院検査手数料等の額を改定しようとするものである。

## 2 改正理由及び施行期日

## (1) 改正理由

ア 省令改正及び国通知等（※）に基づく調査項目の増加により調査時間等が増加したこと。

（①）

イ 算定方法を見直したこと。（②）

ウ 全体的な人件費、物件費を見直したこと。（③）

エ 消費税率引き上げに伴うもの（④）

## (2) 施行期日

ア 改正理由アからウに係るもの 平成31年4月1日

イ 改正理由エに係るもの 平成31年10月1日

## 3 改正内容

（単位：円）

	名 称	現行の額	H31. 4. 1 改正額	H31. 4. 1 改正理由	H31. 10. 1 改正額④
1	病院検査手数料（実地検査以外の検査を行う場合）	14,000	14,900	②	—
2	診療所検査手数料（実地検査以外の検査を行う場合）	7,000	7,700	②	—
3	助産所検査手数料（実地検査以外の検査を行う場合）	5,000	5,800	②	—
4	毒物劇物販売業登録申請手数料	15,100	16,200	③	—
5	毒物劇物販売業登録更新申請手数料	6,600	8,300	③	—
6	衛生検査所登録申請手数料	80,000	—	—	81,000
7	衛生検査所登録変更申請手数料	61,000	—	—	62,000
8	薬局開設許可申請手数料	30,100	31,600	①③	31,700
9	薬局開設許可更新申請手数料	11,600	13,900	①③	14,000

10	薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料	3,900	4,800	③	—
11	薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料	11,600	12,200	③	12,300
12	薬局製造販売医薬品製造販売承認申請手数料	90	100	③	—
13	薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	90	100	③	—
14	医薬品販売業許可申請手数料	30,100	31,600	①③	31,700
15	医薬品販売業許可更新申請手数料	11,600	13,900	①③	14,000
16	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料	30,100	31,600	③	31,700
17	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料	11,600	13,900	③	14,000
18	薬局開設許可証書換え交付手数料	2,300	2,400	③	—
19	薬局製造販売医薬品製造販売業許可証書換え交付手数料	2,300	2,400	③	—
20	薬局製造販売医薬品製造業許可証書換え交付手数料	2,300	2,400	③	—
21	医薬品販売業又は高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証書換え交付手数料	2,300	2,400	③	—

※

- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第 106号）
- ・ 薬局等構造設備規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第 107号）
- ・ 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第 108号）
- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について（薬生発1005第 1 号 平成29年10月 5 日）

【第1条】盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前																		
○盛岡市保健所手数料条例 平成19年12月25日条例第66号 改正 略 <b>平成31年3月 日条例第 号</b> 盛岡市保健所手数料条例	○盛岡市保健所手数料条例 平成19年12月25日条例第66号 改正 略 盛岡市保健所手数料条例																		
第1条 略 (手数料の徴収等)	第1条 略 (手数料の徴収等)																		
第2条 衛生上の試験検査を行う場合は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1 医師診療報酬点数表により算定した額の8割（防疫上の必要のため保健所長の勅奨により行う細菌培養検査にあっては、4割）に相当する額の手数料を申請等をした者から徴収する。	第2条 衛生上の試験検査を行う場合は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1 医師診療報酬点数表により算定した額の8割（防疫上の必要のため保健所長の勅奨により行う細菌培養検査にあっては、4割）に相当する額の手数料を申請等をした者から徴収する。																		
2 飲用水検査を行う場合及び当該検査に係る成績書謄本の交付を行う場合は、別表第1 に定める手数料を申請等をした者から徴収する。	2 飲用水検査を行う場合及び当該検査に係る成績書謄本の交付を行う場合は、別表第1 に定める手数料を申請等をした者から徴収する。																		
3 前2項に規定する手数料のほか、別表第2 の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。	3 前2項に規定する手数料のほか、別表第2 の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。																		
第3条から第7条まで 略 附 則 略 <b>附 則 (平成31年条例第 号)</b> この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。	第3条から第7条まで 略 附 則 略																		
別表第1 略 別表第2 (第2条関係)	別表第1 略 別表第2 (第2条関係)																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1から46まで 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>47 医療法第27条の規定に基づく</td> <td>入院検査手(1) 実地検査を行う場</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1から46まで 略			47 医療法第27条の規定に基づく	入院検査手(1) 実地検査を行う場		<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1から46まで 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>47 医療法第27条の規定に基づく</td> <td>入院検査手(1) 実地検査を行う場</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1から46まで 略			47 医療法第27条の規定に基づく	入院検査手(1) 実地検査を行う場	
手数料を徴収する事務	名称	金額																	
1から46まで 略																			
47 医療法第27条の規定に基づく	入院検査手(1) 実地検査を行う場																		
手数料を徴収する事務	名称	金額																	
1から46まで 略																			
47 医療法第27条の規定に基づく	入院検査手(1) 実地検査を行う場																		

改正後			改正前		
づく病院の検査	数料	合 43,000円 (2) 実地検査以外の検査を行う場合 <b>14,900円</b>	づく病院の検査	数料	合 43,000円 (2) 実地検査以外の検査を行う場合 <b>14,000円</b>
48 医療法第27条の規定に基づく診療所の検査	診療所検査手数料	(1) 実地検査を行う場合 合 22,000円 (2) 実地検査以外の検査を行う場合 <b>7,700円</b>	48 医療法第27条の規定に基づく診療所の検査	診療所検査手数料	(1) 実地検査を行う場合 合 22,000円 (2) 実地検査以外の検査を行う場合 <b>7,000円</b>
49 医療法第27条の規定に基づく助産所の検査	助産所検査手数料	(1) 実地検査を行う場合 合 16,000円 (2) 実地検査以外の検査を行う場合 <b>5,800円</b>	49 医療法第27条の規定に基づく助産所の検査	助産所検査手数料	(1) 実地検査を行う場合 合 16,000円 (2) 実地検査以外の検査を行う場合 <b>5,000円</b>
50から55まで 略			50から55まで 略		
56 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査	毒物劇物販売業登録申請手数料	<b>16,200円</b>	56 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査	毒物劇物販売業登録申請手数料	<b>15,100円</b>
57 毒物及び劇物取締法第4条第4項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	毒物劇物販売業登録更新申請手数料	<b>8,300円</b>	57 毒物及び劇物取締法第4条第4項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	毒物劇物販売業登録更新申請手数料	<b>6,600円</b>
58 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第35条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の交換交付	毒物劇物販売業登録票の交換交付手数料	2,500円	58 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第35条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の交換交付	毒物劇物販売業登録票の交換交付手数料	2,500円
59 毒物及び劇物取締法施行	毒物劇物販	4,000円	59 毒物及び劇物取締法施行	毒物劇物販	4,000円

改正後		改正前	
令第36条第1項の規定に基づき 毒物又は劇物の販売業の 登録票の再交付 料		令第36条 〃の規定に基づき 毒物又は劇物の販売業の 登録票の再交付 料	
60から67まで 略		60から67まで 略	
67の2 医薬品、医療機器等 の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律（昭 和35年法律第145号）第4条 第1項の規定に基づく薬局 開設の許可の申請に対する 審査	31,600円	67の2 医薬品、医療機器等 の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律（昭 和35年法律第145号）第4条 第1項の規定に基づく薬局 開設の許可の申請に対する 審査	30,100円
67の3 医薬品、医療機器等 の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律第4 条第4項の規定に基づく薬 局開設の許可の更新の申請 に対する審査	13,900円	67の3 医薬品、医療機器等 の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律第4 条第4項の規定に基づく薬 局開設の許可の更新の申請 に対する審査	11,600円
67の4 略		67の4 略	
67の5 医薬品、医療機器等 の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律第12 条第2項の規定に基づく医 薬品の製造販売業の許可の 更新の申請に対する審査	4,800円	67の5 医薬品、医療機器等 の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律第12 条第2項の規定に基づく医 薬品の製造販売業の許可の 更新の申請に対する審査	3,900円
67の6 医薬品、医療機器等 の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律第13 条第1項の規定に基づく医	12,200円	67の6 医薬品、医療機器等 の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律第13 条第1項の規定に基づく医	11,600円

改正後		改正前	
薬品の製造業（薬局製造販 売医薬品の製造業に限る。 67の7の項、69の8の項及 び69の9の項において同 じ。）の許可の申請に対す る審査		薬品の製造業（薬局製造販 売医薬品の製造業に限る。 67の7の項、69の8の項及 び69の9の項において同 じ。）の許可の申請に対す る審査	
67の7 略		67の7 略	
67の8 医薬品、医療機器等 の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律第14 条第1項の規定に基づく医 薬品の製造販売（薬局製造 販売医薬品の製造販売に限 る。67の9の項において同 じ。）の承認の申請に対す る審査	100円	67の8 医薬品、医療機器等 の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律第14 条第1項の規定に基づく医 薬品の製造販売（薬局製造 販売医薬品の製造販売に限 る。67の9の項において同 じ。）の承認の申請に対す る審査	90円
67の9 医薬品、医療機器等 の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律第14 条第9項の規定に基づく医 薬品の製造販売の承認事項 の一部変更の承認の申請に 対する審査	100円	67の9 医薬品、医療機器等 の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律第14 条第9項の規定に基づく医 薬品の製造販売の承認事項 の一部変更の承認の申請に 対する審査	90円
68 医薬品、医療機器等の品 質、有効性及び安全性の確 保等に関する法律第24条第 1項の規定に基づく医薬品 の販売業の許可（同法第25	31,600円	68 医薬品、医療機器等の品 質、有効性及び安全性の確 保等に関する法律第24条第 1項の規定に基づく医薬品 の販売業の許可（同法第25	30,100円

改正後		改正前			
条第1号に規定する店舗販 売業の許可に限る。69の項、 70の項及び71の項において 同じ。)の申請に対する審 査		条第1号に規定する店舗販 売業の許可に限る。69の項、 70の項及び71の項において 同じ。)の申請に対する審 査			
69 医薬品、医療機器等の品 質、有効性及び安全性の確 保等に関する法律第24条第 2項の規定に基づく医薬品 の販売業の許可の更新の申 請に対する審査	医薬品販売 業許可更新 申請手数料	13,900円	69 医薬品、医療機器等の品 質、有効性及び安全性の確 保等に関する法律第24条第 2項の規定に基づく医薬品 の販売業の許可の更新の申 請に対する審査	医薬品販売 業許可更新 申請手数料	11,600円
69の2 医薬品、医療機器等 の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律第39 条第1項の規定に基づく高 度管理医療機器又は特定保 守管理医療機器(以下「高 度管理医療機器等」とい う。)の販売業又は貸与業 の許可の申請に対する審査	高度管理医 療機器等販 売業又は貸 与業許可申 請手数料	31,600円	69の2 医薬品、医療機器等 の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律第39 条第1項の規定に基づく高 度管理医療機器又は特定保 守管理医療機器(以下「高 度管理医療機器等」とい う。)の販売業又は貸与業 の許可の申請に対する審査	高度管理医 療機器等販 売業又は貸 与業許可申 請手数料	30,100円
69の3 医薬品、医療機器等 の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律第39 条第4項の規定に基づく高 度管理医療機器等の販売業 又は貸与業の許可の更新の 申請に対する審査	高度管理医 療機器等販 売業又は貸 与業許可更 新申請手 数料	13,900円	69の3 医薬品、医療機器等 の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律第39 条第4項の規定に基づく高 度管理医療機器等の販売業 又は貸与業の許可の更新の 申請に対する審査	高度管理医 療機器等販 売業又は貸 与業許可更 新申請手 数料	11,600円
69の4 医薬品、医療機器等	薬局開設許	2,400円	69の4 医薬品、医療機器等	薬局開設許	2,300円

改正後		改正前			
の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律施行 令第1条の5第1項の規定 に基づく薬局開設の許可証 の交換え交付	可証書換え 交付手数料		の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律施行 令第1条の5____の規定 に基づく薬局開設の許可証 の交換え交付	可証書換え 交付手数料	
69の5 医薬品、医療機器等 の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律施行 令第1条の6第1項の規定 に基づく薬局開設の許可証 の再交付	薬局開設許 可証再交付 手数料	3,300円	69の5 医薬品、医療機器等 の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律施行 令第1条の6____の規定 に基づく薬局開設の許可証 の再交付	薬局開設許 可証再交付 手数料	3,300円
69の6 医薬品、医療機器等 の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律施行 令第5条第1項の規定に基 づく医薬品の製造販売業の 許可証の交換え交付	薬局製造販 売業製造販 売業許可証 交換え交付 手数料	2,400円	69の6 医薬品、医療機器等 の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律施行 令第5条第1項の規定に基 づく医薬品の製造販売業の 許可証の交換え交付	薬局製造販 売業製造販 売業許可証 交換え交付 手数料	2,300円
69の7 略			69の7 略		
69の8 医薬品、医療機器等 の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律施行 令第12条第1項の規定に基 づく医薬品の製造業の許可 証の交換え交付	薬局製造販 売業製造販 売業許可証 交換え交付 手数料	2,400円	69の8 医薬品、医療機器等 の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律施行 令第12条第1項の規定に基 づく医薬品の製造業の許可 証の交換え交付	薬局製造販 売業製造販 売業許可証 交換え交付 手数料	2,300円
69の9 略			69の9 略		
70 医薬品、医療機器等の品 質、有効性及び安全性の確 保等に関する法律施行令第 管理医療機	医薬品販売 業又は高度 管理医療機	2,400円	70 医薬品、医療機器等の品 質、有効性及び安全性の確 保等に関する法律施行令第 管理医療機	医薬品販売 業又は高度 管理医療機	2,300円

改正後		改正前	
45条第1項の規定に基づく器等販売業 医薬品の販売業又は高度管若しくは貸 理医療機器等の販売業若し与業許可証 は貸与業の許可証の交換書換え交付 え交付 手数料		45条第1項の規定に基づく器等販売業 医薬品の販売業又は高度管若しくは貸 理医療機器等の販売業若し与業許可証 は貸与業の許可証の交換書換え交付 え交付 手数料	
71から83まで 略		71から83まで 略	

【第2条】盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前																		
<p>○盛岡市保健所手数料条例 平成19年12月25日条例第66号 改正 略 平成31年3月 日条例第 号 盛岡市保健所手数料条例</p> <p>第1条 略 (手数料の徴収等)</p> <p>第2条 衛生上の試験検査を行う場合は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1 医科診療報酬点数表により算定した額の8割（防疫上の必要のため保健所長の勧奨により行う細菌培養検査にあっては、4割）に相当する額の手数料を申請等をした者から徴収する。</p> <p>2 飲用水検査を行う場合及び当該検査に係る成績書謄本の交付を行う場合は、別表第1に定める手数料を申請等をした者から徴収する。</p> <p>3 前2項に規定する手数料のほか、別表第2の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。</p> <p>第3条から第7条まで 略 附 則 略 附 則 (平成31年条例第 号) この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。</p> <p>別表第1 略 別表第2 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1から63まで 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>64 臨床検査技師等に関する衛生検査所</td> <td></td> <td>81,000円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1から63まで 略			64 臨床検査技師等に関する衛生検査所		81,000円	<p>○盛岡市保健所手数料条例 平成19年12月25日条例第66号 改正 略 盛岡市保健所手数料条例</p> <p>第1条 略 (手数料の徴収等)</p> <p>第2条 衛生上の試験検査を行う場合は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1 医科診療報酬点数表により算定した額の8割（防疫上の必要のため保健所長の勧奨により行う細菌培養検査にあっては、4割）に相当する額の手数料を申請等をした者から徴収する。</p> <p>2 飲用水検査を行う場合及び当該検査に係る成績書謄本の交付を行う場合は、別表第1に定める手数料を申請等をした者から徴収する。</p> <p>3 前2項に規定する手数料のほか、別表第2の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。</p> <p>第3条から第7条まで 略 附 則 略</p> <p>別表第1 略 別表第2 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1から63まで 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>64 臨床検査技師等に関する衛生検査所</td> <td></td> <td>80,000円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1から63まで 略			64 臨床検査技師等に関する衛生検査所		80,000円
手数料を徴収する事務	名称	金額																	
1から63まで 略																			
64 臨床検査技師等に関する衛生検査所		81,000円																	
手数料を徴収する事務	名称	金額																	
1から63まで 略																			
64 臨床検査技師等に関する衛生検査所		80,000円																	

改正後		改正前	
法律(昭和33年法律第76号)登録申請手数料 第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査		法律(昭和33年法律第76号)登録申請手数料 第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査	
65及び66 略		65及び66 略	
67 臨床検査技師等に関する衛生検査所 法律第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所の登録変更申請の申請に対する審査	62,000円	67 臨床検査技師等に関する衛生検査所 法律第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所の登録変更申請の申請に対する審査	61,000円
67の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査	31,700円	67の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査	31,600円
67の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	14,000円	67の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	13,900円
67の4及び67の5 略		67の4及び67の5 略	
67の6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第1項の規定に基づく医薬品製造販売業許可申請手数料	12,300円	67の6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第1項の規定に基づく医薬品製造販売業許可申請手数料	12,200円

改正後		改正前	
薬品の製造業(薬局製造販売業)の製造業に限る。67の7の項、69の8の項及び69の9の項において同じ。)の許可の申請に対する審査		薬品の製造業(薬局製造販売業)の製造業に限る。67の7の項、69の8の項及び69の9の項において同じ。)の許可の申請に対する審査	
67の7から67の9まで 略		67の7から67の9まで 略	
68 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可(同法第25条第1号に規定する店舗販売業の許可に限る。69の項、70の項及び71の項において同じ。)の申請に対する審査	31,700円	68 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可(同法第25条第1号に規定する店舗販売業の許可に限る。69の項、70の項及び71の項において同じ。)の申請に対する審査	31,600円
69 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	14,000円	69 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	13,900円
69の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器又は特定保	31,700円	69の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器又は特定保	31,600円

改正後			改正前		
守管理医療機器（以下「高度管理医療機器等」という。）の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査			守管理医療機器（以下「高度管理医療機器等」という。）の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査		
69の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の料	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料	14,000円	69の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の料	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料	13,900円
69の4から83まで 略			69の4から83まで 略		

議案第 53 号

盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の改正に伴い、母子支援員の資格要件を改めようとするものである。

2 改正の内容

学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）の施行により、平成31年度から新たな高等教育機関として「専門職大学」が創設されたことに伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準において、施設等に関する職員の資格要件に新たに専門職大学を加える改正がされた。

この改正を受け、母子生活支援施設の母子支援員になることができる者に、都道府県知事が指定する学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を加えるもの。

※専門職大学とは

大学制度の中に、実践的な職業教育に重点を置いた仕組みとして制度化し、産業界との密接な連携により、専門職業人材の養成強化を図る、平成31年度から創設される実践的な職業教育を行う高等教育機関である。

3 施行期日

平成31年4月1日

盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第56号</p> <p>改正 略 平成31年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 目次及び第1条から第24条まで 略 (職員の配置)</p> <p>第25条 母子生活支援施設には、母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。</p> <p>2 心理療法を行う必要があると福祉事務所長が認めた10人以上の母子に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。</p> <p>3 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>に基づく大学（短期大学を除き、旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学を含む。）において心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると市長が認めたものでなければならない。</u></p> <p>4 配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると福祉事務所長が認めた母子に対して当該支援を行う場合は、当該母子に対して個別に対応する職員を置かなければならない。</p> <p>5 母子支援員の数は、母子10世帯以上20世帯未満を入所させる母子生活支援施設においては2人以上、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては3人以上とする。</p> <p>6 少年を指導する職員の数は、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては、2人以上とする。</p> <p>第26条 略 (母子支援員の資格)</p>	<p>○盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第56号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 目次及び第1条から第24条まで 略 (職員の配置)</p> <p>第25条 母子生活支援施設には、母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。</p> <p>2 心理療法を行う必要があると福祉事務所長が認めた10人以上の母子に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。</p> <p>3 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第1条の大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による 大学を含む。）の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると市長が認めたものでなければならない。</u></p> <p>4 配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると福祉事務所長が認めた母子に対して当該支援を行う場合は、当該母子に対して個別に対応する職員を置かなければならない。</p> <p>5 母子支援員の数は、母子10世帯以上20世帯未満を入所させる母子生活支援施設においては2人以上、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては3人以上とする。</p> <p>6 少年を指導する職員の数は、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては、2人以上とする。</p> <p>第26条 略 (母子支援員の資格)</p>

改正後	改正前
<p>第27条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 都道府県知事が指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（<u>学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。</u>）</p> <p>(2) 保育士の資格を有する者</p> <p>(3) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(4) 精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>(5) <u>学校教育法に基づく高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、児童福祉事業に2年以上従事したもの</u></p> <p>第28条から第40条まで 略 附 則 略 附 則（平成31年条例第 号） <u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第27条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 都道府県知事が指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>(2) 保育士の資格を有する者</p> <p>(3) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(4) 精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>(5) <u>学校教育法第1条の高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による 中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、児童福祉事業に2年以上従事したもの</u></p> <p>第28条から第40条まで 略 附 則 略</p>